

平成 29 年度第 2 回日高管内特別支援連携協議会

平成 30 年 2 月 23 日（金）、日高合同庁舎 4 階講堂において、日高教育局、町教育委員会教育長、各種学校長、保護者の代表など 14 名の委員が集まり、平成 29 年度第 2 回日高管内特別支援連携協議会を開催しました。

前半は、事務局から本年度の専門家チーム巡回相談等の管内の特別支援教育の取組に関わる報告や、専門家チーム委員の協力により作成した「ひだか合理的配慮提供事例集(案)」について説明を行いました。

後半は、委員の協議により、早期からの切れ目のない支援の充実に向けた取組について意見交換を行いました。



【報告】平成29年度専門家チーム巡回相談について

本年度、専門家チームによる巡回相談を管内 6 校において 10 件実施しました。

効果的な学習指導方法や進路の実現に向けた取組など、指導及び支援の在り方について巡回相談員から指導助言を行いました。

【説明】ひだか合理的配慮提供事例集(案)について

平成 28 年 4 月に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（「障害者差別解消法」）では、各学校等において、個別の教育支援計画の作成などを通じて、本人・保護者との十分な合意形成を図り、一人一人の障がいの状況に応じた合理的配慮を提供することが示されています。

こうしたことから、日高管内特別支援連携協議会専門家チームにおいて、管内における合理的配慮の良好な事例を取りまとめ、各学校等の実態に応じた取組の参考とするため、本事例集を作成しました。

1 事例 1 校内委員会を活用し、「解決の方策」を検討した事例（小学校）

①【課題】

- 本人は、英語の時間に、漢字を書くこと、読むことの学習に継続して取り組んでいるが、特に書くことが困難である。
- ノートを写すことに時間がかかり、説明を十分に聞くことができない。



②【解決の方策の検討】

本人に対し、漢字を漢字の読み書き以外の学習内容を取り入れてみるというかができるか。

校内委員会で検討

学校としての支援方針を決め、支援体制をつくるために必要なメンバーで構成します。まず校長（教頭）・副校長（主任教諭）・学務主任（教諭）で個別の学習の文脈が物理的児童生徒について、状況も提供する合理的配慮等について、全教職員で共通理解を図ることが大切です。

本人が授業を聴く際は、本人が授業中にノートに写す内容を指定してあげてほしい。

③【提供する合理的配慮について】

- 本人への学習指導に当たっては、漢字を文脈の中で読ませて音で覚えさせるなど、書くことより読むことに重点を置いて指導する。また、漢字パズルなどを利用して、紙合わせて文字の形を覚えさせるなどの工夫を行う。
- 教員が授業を行う際は、本人が実際にノートに写す部分を色分けする。残りの板書の内容については、デジタルカメラ等で記録を残し、「印刷したものをノートに貼る」、「家庭学習等の時間に、印刷したものをノートに写す」等の指導を行う。

【ひだか合理的配慮提供事例集(案)】

【協議】「合理的配慮の提供を踏まえた『個別の教育支援計画』の活用促進について」

幼保・小・中・高等学校の立場

「個別の教育支援計画」については、町独自で作成する「子育て支援ファイル」等を活用しながら、特別な支援を必要とする全ての幼児児童生徒について作成し、指導及び支援に必要な情報を学校間で確実に引き継ぐことが大切である。

「個別の教育支援計画」を活用した指導及び支援の引き継ぎに当たり、各学校種の特別支援教育コーディネーターが中心となり、校内委員会や校内研修において、指導及び支援の内容や方法を全教職員で共通理解を図るなど、支援体制を整備することが大切である。

就労、保健・福祉の立場から

学校種間で引き継がれた合理的配慮の内容や方法等について、本人の特性を踏まえた就学の機会をサポートしたり、就職や進学に当たり、本人の特性について周囲の理解を深めたりするなど、社会全体で支援の輪を広げることが大切である。

保護者の立場から

学校は、「個別の教育支援計画」の作成・活用に当たり、本人・保護者と連携し、幼児児童生徒のよさや成長、望ましい指導及び支援の在り方について共通理解を図り、内容等を学校間等において確実に引き継ぐことが大切である。

【まとめ】次年度の取組の方向性について

- 各学校等においては、幼児児童生徒にとって必要とされる「合理的配慮」が、学校生活だけに止まらず、就労の場や社会生活全般においても引き継がれるよう、「個別の教育支援計画」を重要な引き継ぎのツールとして、特別な支援を必要とする全ての幼児児童生徒について作成し、活用するよう働きかける必要がある。
- 各学校等においては、幼児児童生徒の成長と共に、必要とされる「合理的配慮」の内容や方法等も変わることが考えられることから、長・中・短期の目標を踏まえて「個別の教育支援計画」の見直しを図るよう働きかける必要がある。
- 各学校等においては、特別支援教育コーディネーターが中心となり、校内研修等において「ひだか合理的配慮提供事例集」等の資料を活用し、教員一人一人の専門性と組織力の向上を図るよう働きかける必要がある。